ハートフルビレッジ木津南建築協定【概要版】

協定区域：州見台一丁目 33 番地 2
区域面積：14,826.20 ㎡

協定内容（協定書より抜粋）

（建築物等に関する基準）

第６条　協定区域内の建築物の用途、敷地、形態及び意匠等は、次の各号に定める基準によらなければならない。

（１）建築物は、建築基準法別表第２の（い）項第一号の住宅及び住宅に附属するものとする。ただし、市道木 800 号東中央線に面する敷地はこの限りでない。

（２）敷地は、170 平方メートル以上を確保するものとする。ただし、市道木 800 号東中央線に面する敷地は、200 平方メートル以上とする。

（３）自ら専有する敷地の建ぺい率は 50%以内、容積率は 80%以内とする。なお、建築基準法施行細則第 20 条(昭和 36 年京都府規則第 27 号)の各号の一に該当するものは、建ぺい率の数値に 10%を加えたものを数値とする。ただし、市道木 800 号東中央線に面する敷地はこの限りでない。

（４）建築物の地盤から最高部までの高さは、10 メートル以下とする。ただし、市道木 800 号東中央線に面する敷地はこの限りでない。

（５）建築物各部分の地盤からの高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線まで真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに 5 メートルを加えたもの以下とする。ただし、市道木 800 号東中央線に面する敷地はこの限りでない。

（６）建築物は、地盤からの軒の高さが 7 メートル以下で、地階を除く階数が 2 以下とする。ただし、市道木 800 号東中央線に面する敷地はこの限りでない。

（７）敷地から市道木 800 号東中央線、市道木 820 号市坂環状線及び市道木 140 号高座線への車輌の出入りはできないものとする。ただし、店舗、店舗兼用住宅の場合はこの限りでない。

建築協定区域：

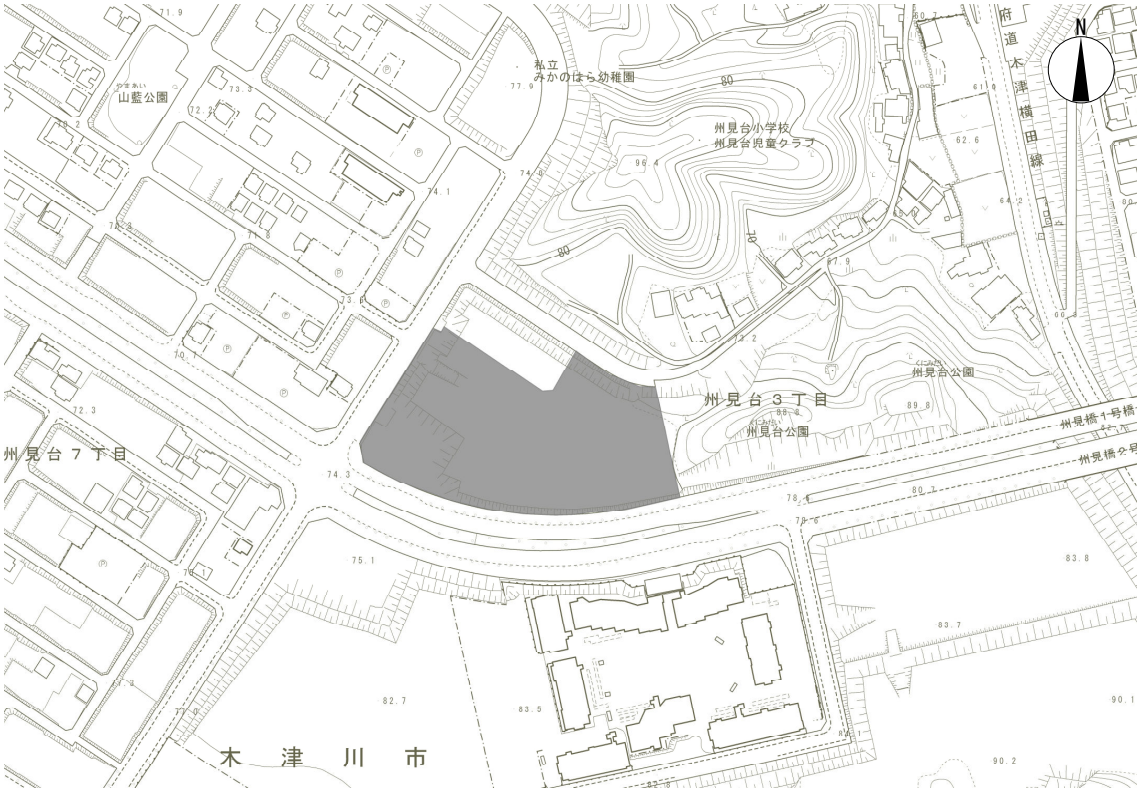
N
山藍公園
私立
みかのはら幼稚園
州見台小学校
州見台児童クラブ
府道木津横田線
州見台３丁目
州見台公園
州見台公園
州見台７丁目
州見橋１号橋
木　津　川　市